

射水市図書館窓口業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

射水市生涯学習・スポーツ課

射水市図書館窓口業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

本事業は、射水市図書館窓口業務について、司書等の安定した人員確保を図り、レファレンスサービスをはじめ、選書、配架、書棚整理、貸出返却作業、予約者への連絡、未返却者への督促、広報等、多岐にわたる図書館業務を将来にわたって安定して提供することができるよう提案を受け、射水市（以下、「本市」という。）にとって最も効果が高いと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式にて募集を行うものである。

本審査の結果、最も優れている応募者を最優先交渉権者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行うものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

射水市図書館窓口業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 契約方式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務期間

令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託業務場所の名称及び所在地

ア 名称 射水市中央図書館

所在地 射水市戸破1511番地

イ 名称 射水市新湊図書館

所在地 射水市三日曾根3番23号

ウ 名称 射水市正力図書館

所在地 射水市大門67番地

エ 名称 射水市下村図書館

所在地 射水市加茂中部838番地2

(5) 事業内容

射水市図書館の窓口業務及び資料等の管理業務

別紙「射水市図書館窓口業務委託内容」による

(6) 提案限度額

提案者は、以下に示す事業額の範囲内で業務内容を提案することができる。

180,000,000円（消費税及び地方消費税を含むものとする。）

※見積金額の上限額は、契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額での契約を約束するものではない。また、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

3 募集及び選定等の日程(予定)

要領等の公表から契約締結までは、次の日程で実施することとする。ただし、応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

| 項目 | 日程 |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 実施要領等の公表(ホームページで公開) | 令和8年5月13日(水) |
| (2) 実施要領に関する質問受付 | 令和8年5月13日(水)～令和8年5月27日(水) |
| (3) 質問の回答 | 令和8年6月3日(水) |
| (4) 参加表明書・資格確認書類の受付 | 令和8年5月13日(水)～令和8年6月5日(金) |
| (5) 資格確認結果、ヒアリング詳細の通知 | 令和8年6月12日(金) |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和8年6月10日(水)～6月17日(水) |
| (7) ヒアリング兼審査委員会 | 令和8年6月下旬 |
| (8) 企画提案審査結果通知 | 令和8年7月上旬 |
| (9) 詳細協議・契約締結 | 令和8年7月上旬 |
| (10) 射水市図書館窓口業務委託 | 令和8年10月1日(木)～令和11年3月31日(土) |

4 応募条件

(1) 応募者(参加表明書等の提出者)

ア 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業あるいは複数企業で構成するグループ(以下「グループ」という。)とする。

イ グループでの応募の場合、統括役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うものとする。

また、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

ウ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合には契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の資格

本企画案への参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、以下の参加条件を満たしていなければならない。

ア 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、グループの場合は、その代表者が本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

- イ 参加表明書及び資格確認書類により、本要領の内容を十分に遂行できる者であること。
- ウ 事業運営・維持管理を円滑に行うため、迅速に対応できる者。
- エ 令和8年4月1日から起算して、過去5年以内に富山県内において窓口業務を含む図書館サービス業務又は類似業務の受託或いは当該サービス業務又は類似業務を含む指定管理者の経験があること。
- オ 令和8年4月1日から起算して、過去5年以内に上記エの範囲において電子図書館サービスの運用の経験があること

(3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びグループの構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者。
- イ 本要領の公表日から企画提案書提出期限までの間に、射水市入札参加資格停止要領(平成18年告示第174号)による指名停止措置を受けている者。
- ウ 募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出している者。
- エ 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定による破産手続きの申し立てをしている者。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、本要領の公表日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者。
- カ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者については、本要領公表日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされている者。
- キ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がある者。
- ク 本市税の滞納がある者。

(4) 地域貢献・経済波及効果

本事業における地域経済への波及効果を図ること。

5 本事業選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集の応募者は「4 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 資格確認結果及びヒアリング詳細の通知

参加表明した者の資格要件を確認し、ヒアリング詳細を電子メールにて通知する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本事業における審査は、委員5名で構成される「射水市図書館窓口業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において企画提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

最優秀提案者を優先交渉権者とするが、優先交渉権者と協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とする。

(4) 詳細協議

優先交渉権者の決定後、最終仕様、並びに契約を締結するまでの諸条件について本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者との協議が整った場合、優先交渉権者は本市と契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者との協議を行い、協議が整えば次点者と本契約までの手続きを行うものとする。

(6) 事務局

本件に係る事務局は次のとおりとする。

射水市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 中央図書館 小幡

所在地： 〒939-0351 富山県射水市戸破1511番地

電話： 0766-57-4646

FAX： 0766-57-4311

電子メール： lib-chuou@city.imizu.lg.jp

6 手続きについて

(1) 実施要領等の配布

実施要領、仕様書及び各様式はホームページ上にて公開する。

(2) 実施要領に対する質問受付・質問回答

本実施要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

ア 質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。

電子メールの送信の際は、件名を「射水市図書館窓口業務委託質問書(業者名)」と記載する。また、電子メール発信後は電話にてメール受信確認をすること。

イ 受付期間 令和8年5月13日(水)～令和8年5月27日(水)午後5時00分まで(必着)

ウ 質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年6月3日(水)にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を下記受付期間中に事務局まで持参又は郵送で提出すること。

ア 受付期間 令和8年5月13日(水)～令和8年6月5日(金)(必着)

受付時間は、開庁日の午前8時00分から午後5時00分まで。

イ 受付場所 射水市中央図書館

ウ 参加表明時の提出書類

以下の参加表明書等作成要領によるものとする。なお、応募者は、提出書類に各々書類符合を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部(正本1部、副本5部)提出する。

エ 提出書類のうち、会社概要・企業状況表・印鑑証明書・商業登記簿謄本・納税証明書・事業実績一覧表・暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書は、代表者及び構成員全てのものを提出するものとする。

(4) 参加表明書等作成要領

ア プロポーザル参加表明書(様式第2号)

グループでの参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業、施行、その他役割)を明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた事業役割等に関する合意書、契約書又は覚書等を本市に提出すること。なお、その合意書には、グループが本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。(様式任意)

ウ 会社概要(様式第4号の1)

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、網羅したものを提出すること。

エ 企業状況表(様式第4号の2)

(ア) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

(イ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

(ウ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税通知書を各1通ずつ綴じたものとし、事業所が複数個所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(エ) その他、本事業について関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

オ 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の3）

カ 暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号）

(5) 資格確認結果及びヒアリング詳細の通知

資格確認結果及びヒアリング詳細について、令和8年6月12日（金）中に電子メールで本市から応募者に通知する。

(6) 企画提案書の提出

応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に「7 本事業企画提案提出書類・作成要領」に従い、本事業企画提案書を作成し射水市中央図書館へ持参又は郵送で提出すること。また、企画提案書を提出後に本市から参加資格が無いと判断された場合は、企画提案書を不受理とする。

ア 提出期限 令和8年6月17日（水）（必着）

受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時00分まで。

イ 提出書類 「7 本事業企画提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(7) 書類選考（一次審査）の実施について

応募者が5者以上となった場合、提出された参加表明書等の書類により一次審査を行い、ヒアリング選考に参加する3者を選定する。

一次審査の結果は、令和8年6月24日（水）正午までに電子メールで本市から応募者に通知する。

(8) 参加を辞退する場合

応募者が参加を辞退する場合は、令和8年6月23日（火）（必着）までに参加辞退届（様式6号）を1部、事務局に持参又は郵送で提出するものとする。

7 本事業企画提案提出書類・作成要領

(1) 企画提案時の提出書類

次の提出書類に、必要書類及び各様式のデータ一式を格納したDVD-Rを一部添えて、各々の書類符合を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部（正本1部、副本5部）提出すること。なお、表記はフォント種類を明朝体、フォントサイズ11とする。

ア 提案書提出届（様式第7号）

イ 提案総括表（様式第8号の1）

ウ 資金調達計画書（様式第8号の2）

エ 事業予算等経費計画書（様式第8号の3）

（2）作成要領

提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類、表紙をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4判サイズに折り込むこと。

ア 提案書提出届（様式第7号）

グループの事業役割となる会社名等を記入すること。

イ 提案総括表（様式第8号の1）

提案全体の概要及び下記事項を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

（ア）施行計画（本業務の年間スケジュールに関する内容等について）

（イ）管理計画（本業務の管理体制に関する内容等について）

（ウ）緊急時対応（緊急時（災害時を含む。）に係る対応方法等について）

（エ）地域貢献（地域貢献の方策等について）

ウ 資金調達計画書（様式第8号の2）

複数の企業で構成される場合は、企業ごとの内訳を記載すること。

エ 事業予算等経費計画書（様式第8号の3）

複数の企業で構成される場合は、企業ごとの内訳を記載すること。

（3）ヒアリングの実施

前項にて提出された提案書とあわせてヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、審査を実施できるものとする。本市が用意する機材はプロジェクター・スクリーンとし、その他必要な機材は参加者において準備すること。

実施時間及び場所は、後日該当者に通知するものとする。

※1 企画提案書に記載されている内容の補足説明としてパワーポイント等を利用し、プロジェクターなどで投影し、補足説明することを認める。ただし、企画提案書の内容と逸脱している場合は認めない。また、紙に印字した資料等の配付も認めない。

※2 本市が書面のみでの審査が可能と判断した場合はヒアリングを省略できるものとする。

8 審査及び結果の通知

（1）審査基準

審査委員会が、事業遂行能力、施行計画・施行管理、地域貢献・市内経済波及効果等の観点から総合的な審査を行う。なお、審査の基準は次のとおりとする。

<審査項目>

| 審査項目 | 評価の内容 |
|-------------|--|
| 1 企業概要 | 経営状況等 |
| | 事業遂行能力 |
| 2 事業費 | 適正かつ安価な事業費となっているか |
| 3 施行計画・施行内容 | 施行計画、職員配置等の妥当性 具体的かつ現実的で余裕のある工程か |
| 4 教育・研修・企画 | 職場内教育についての考え、実施方法は適切か。研修の内容や実施方法は適切か。企画力はあるか |
| 5 他市実績 | 他市において同様の事業実績があるか |
| 6 地域貢献 | 地域貢献状況の方策はどうか |

(2) 審査の流れ

企画提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

ア 応募者からのヒアリング(プレゼンテーション)時は、5名以内の参加とする。

イ 審査時間は、1者あたり30分以内(プレゼンテーション25分・質疑応答5分)とし、審査員は採点基準に基づき企画提案内容の実行能力を審査する。また、説明に使用する機器の持ち込みは可能とし、プレゼンテーション5分前から機器設置及び設定を行うことができるものとする。

ウ 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。

エ 最低基準点を設け、提案の全てがこれを下回る場合は契約を行わず、再度公募を行う。なお、最低基準点は合計点数300点(100点(満点)×審査委員数(5名)×0.6)とする。また、応募者が1者となった場合でも選定委員会において審査を行い、最低基準点を満たせば優先交渉権者とする。

オ 本市が判断した場合は企画提案書等での書類審査を行えるものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に書面で通知するものとし、電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、ホームページで公表する。なお、最優秀提案者については、社名と得点を公表する。それ以外の者は匿名とし、得点のみ公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- エ 本要領に違反すると認められる場合。
- オ 提案書の内容と異なる内容の場合。
- カ 指定した時間に遅れた場合。

9 その他の留意事項

- (1) 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- (3) 事業者理由による、提出された書類の差替え、再提出は認めない。なお、本市は、本提出書類について参考資料を求めることができる。
- (4) 本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期するため、情報を公開することがある。
- (6) 前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、本市が提出された書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 優先交渉権者となった者の提出した提案書は、契約時の本事業の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。なお、提出された書類に従った履行がなされない場合には、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。
- (8) 応募者は1つの提案しか行うことができない。
- (9) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない。
- (10) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはその限りではない。
- (11) 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (12) 本事業の対応時間は、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日を除く、午前8時30分から午後5時00分までとする。

以上